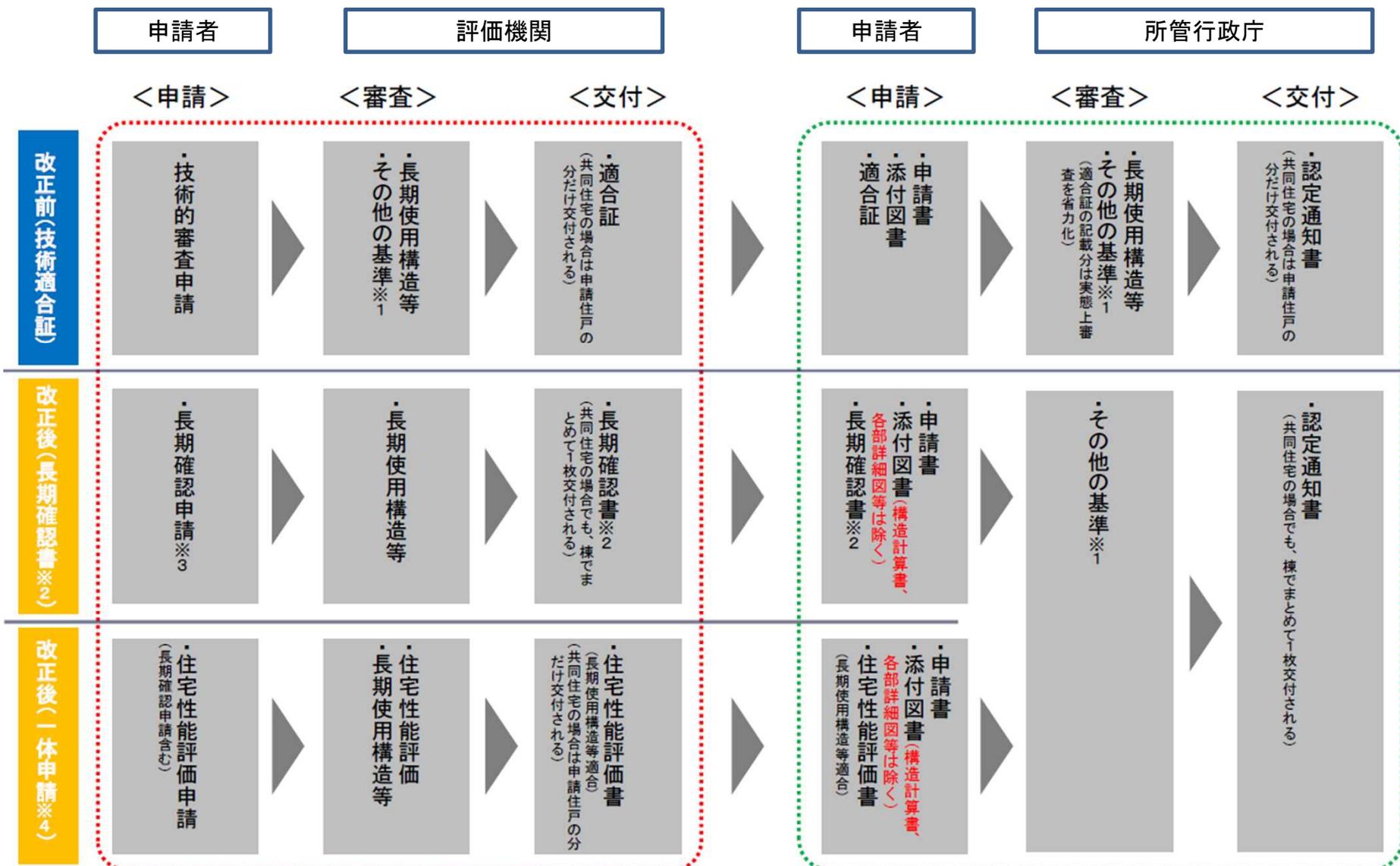


■ 申請の流れ



※1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号から第7号に定める基準
 ※3 「長期確認」とは品確法第6条の2第1項に基づく確認の求めのことを指す

※2 品確法第6条の2第3項に定める確認書
 ※4 品確法第6条の2第2項に定める申請

■ 所管行政庁への認定申請に係る添付図書

改正前	改正後	明示すべき事項 ※一部省略
設計内容説明書	—	—
付近見取り図	付近見取り図	・方位、道路及び目標となる地物
配置図	配置図	・縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
仕様書	—	—
各階平面図	各階平面図	・縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法、階段の寸法
用途別床面積表	用途別床面積表	・用途別の床面積
床面積求積図	床面積求積図	・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図	2面以上の立面図	・縮尺、外壁、開口部の位置
断面図又は矩計図	断面図又は矩計図	・縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出
伏図(基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図)	—	—
各部詳細図(外壁や天井等の納まり等)	—	—
各種計算書(構造計算書、省エネ計算書等)	—	—
機器表(換気設備や給排水設備の種類等)	—	—
状況調査書	状況調査書	・建築物の劣化事象等の状況の調査の結果

※ 災害基準の評価に必要と考えられる書類については、各行政庁において別途定めることとする。

(国土交通省 参考資料抜粋)